（中央卸売市場に係る軽微な変更）

第十二条　法第六条第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一　法第四条第二項第一号に掲げる事項の変更（開設者の変更を伴うものを除く。）

二　法第四条第二項第二号に掲げる事項の変更

三　法第四条第二項第三号に掲げる事項の変更のうち、次に掲げるもの

イ　当該中央卸売市場の面積の変更であって、その面積の十パーセント以内を増減するもの

ロ　当該中央卸売市場の施設の変更であって、その全ての施設の面積の十パーセント以内を増減するもの

四　法第四条第二項第四号に掲げる事項のうち、当該中央卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項の変更

五　法第四条第二項第五号に掲げる事項の変更（開設者の組織の人員の十パーセント以上を減少するものを除く。）

六　法第四条第二項第六号に掲げる事項の変更

七　法第四条第二項第七号に掲げる事項の変更（卸売業者の変更を伴うもの及び当該中央卸売市場のいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除く。）

八　第二条第二項に定める事項の変更

九　業務規程の変更（法第四条第五項第三号イからハまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。）

（中央卸売市場に係る変更の届出）

第十三条　法第六条第二項の規定による届出は、当該変更の日の七日後までに、別記様式第四号による届出書を提出してしなければならない。

2　中央卸売市場の開設者は、前条第三号から第九号までに掲げる変更については、その年度に係る法第十二条第一項の規定による報告をもって、前項の届出書の提出に代えることができる。

（事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請書）

第十二条　法第二十一条第三項の規定による申請をする場合において、その申請が事業の譲渡し及び譲受けに係るものであるときは、当該申請書には、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、譲渡人及び譲受人が連署しなければならない。

一　譲渡人及び譲受人の名称及び住所

二　譲り渡す事業に係る市場（法第十五条第二項の市場をいう。第十五条を除き、以下同じ。）及び取扱品目

三　譲渡し及び譲受けの予定年月日

四　譲渡し及び譲受けを必要とする理由

2　法第二十一条第三項の規定による申請をする場合において、その申請が合併に係るものであるときは、当該申請書には、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、合併の当事者が連署しなければならない。

一　合併の当事者の名称及び住所

二　合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所

三　合併の方法及び条件

四　合併の予定年月日

五　合併を必要とする理由

3　法第二十一条第三項の規定による申請をする場合において、その申請が分割に係るものであるときは、当該申請書には、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、分割の当事者が二以上あるときは、それらの者が連署しなければならない。

一　分割の当事者の名称及び住所

二　分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人の名称及び住所

三　分割により承継させる中央卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目

四　分割の方法及び条件

五　分割の予定年月日

六　分割を必要とする理由

（事業の譲渡し及び譲受け又は合併若しくは分割の認可申請書の添付書類）

第十三条　法第二十一条第四項において準用する法第十六条第三項の農林水産省令で定める前条第一項の申請書の添付書類については、第七条の規定を準用する。この場合において、同条中「次の各号に掲げる書類」とあるのは「次の各号に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、同条第八号及び第九号中「申請者」とあるのは「譲受人である申請者」と読み替えるものとする。